飼養衛生管理マニュアル　　　　　　（作成：令和　年　月）

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　病原体持込防止のため、農場以外の牛・豚等の偶蹄類に接触しない。

農場専用の衣服を使用すること。

２　口蹄疫の発生地域には渡航しない。

渡航した場合は、1週間は飼養動物と接しない

３　海外からの肉製品の持込みはしない（郵送を含む）。

４　他農場で使用された物品や衣類の持込みをしない。

５　工具類は農場内専用とし、農場外から持ち込まない。

６　農場から物品を持ち出す場合や新たに持込む場合は消毒を行う。

７　犬や猫を衛生管理区域内に入れないように、えさ場や寝床は衛生管理区域外に設置

する。

８　野生動物の侵入を防ぐために、農場内を整理整頓する。また畜舎の柵や網などに破損

個所がないか定期的に確認し、破損があれば修繕を行う。

定期的に草刈りを行い、消石灰などの消毒剤を散布する。

９　農場専用の衣類や長靴を使用し、来場者には来客者用を使用する。

10　消毒について

　　①手指：消毒用アルコールスプレーや専用の手袋を使用する

　　②衣服：500倍のパコマに浸漬後（30分）洗濯する

　　③靴　：靴底の洗浄を行った後、500パコマに浸漬（30分）

　　④物品：消毒用アルコールスプレーまたは500倍パコマで噴霧

　　⑤車両：消石灰帯の通行とタイヤ回りの500倍パコマの噴霧

　　⑥施設：水洗後、消石灰の散布または500倍パコマの噴霧

<農場レイアウト図>